

おおぞら

No.18 (135)

社会福祉法人 聖隷福祉事業団
総合病院 聖隷三方原病院
聖隷おおぞら療育センター

〒433-8558
静岡県浜松市北区三方原町3453
TEL 053-437-1467

発行責任者 荻野和功
編集者 横地健治

2009年11月20日

増床の進捗状況

所長 横地 健治

障害者自立支援法改正案が廃案となり、政権も民主党に変わりました。これにより、成人重症心身障害が児童福祉法から障害者自立支援法に変わる流れはすっかり止まってしまいました。しかも、障害者自立支援法自体を廃案として、児童も含めたすべての障害福祉を「障がい者総合福祉法」に統括する作業が進められているようです。そうすると、新法成立までは、現状の重症心身障害福祉制度が続くでしょう。児童福祉法の見者一貫は、しばらくは安泰ということになりそうです。

聖隷おおぞら療育センターは今増床計画を進めています。隣接地を購入し、地盤調査を終え、設計の作業中です。この増床案は児童福祉法施設として進んでいます。ところが、成人重症心身障害が障害者自立支援法下の療養介護に変わる案が登場し、増床設計が一時混乱しました。療養介護の規格に合わせざるをえなくなるかもしれないからです。ここに至って、また児童福祉法施設を増床として従来通りの計画を進めていくことになりました。

現時点での増床事業の見込みをお知らせします。現在設計は終盤の段階となっており、工事完成は平成二三年度後半の見込みです。年度途中の完成なので、平成二三年度中の増床運用は一部に留まり、その大半の運用は平成二四年四月となるはずですが、入所は現一〇〇床から五〇床増床し、計一五〇床となります。

在宅生活を長く続けられることは、重症心身障害児(者)にとって幸せなことだと考えています。親の高齢化などにより十分な家庭介護力がなくなったら、速やかに入所できることが最善でしょう。この機を逃したらもう入所できないので泣く泣く入所させるといったことがあってはなりません。こうしたことが福祉施設の開所時にはよくあったと聞いています。よって、増床完成時に、そのすべてを一気に埋めてしまうことは考えていません。ただし、今でも入所したいが空きがないのでかなえられない人には直ぐ入ってもらいたいと思います。最初は、多くの人が入所するが、その後は、毎年少しずつ、新たに在宅生活が困難となった人に入所してもらおうのが良いと考えています。入所枠に空きがあることが、在宅生活の完全保障になるからです。できる

だけ長く空きのある状態を続けたいと思っています。もちろん、このために正當な入所希望者を制限するといった本末転倒なことはしません。

NICU(新生児集中治療病棟)・小児科病棟の長期入院児が近年話題となっています。慢性的に高度医療を要する状態(人工呼吸など)で病気が安定し、そのために在宅生活に移行できない小児は近年増えています。この問題も重症心身障害児施設入所とは深い関係にあります。これら長期入院児は、地域の新生児医療・小児科医療の稼働病床を減らし、地域医療の危機の原因のひとつとみなされています。その危機回避のため、重症心身障害児施設が長期入院児を受け入れることが要請されています。この要請には、施設の責務として応えねばならないと考えています。よって、増床時点でNICU・小児科病棟に長期入院している小児には入所してもらおうと思っています。現在でも、施設の一部は病院の集中治療室のような様相となっています。今後この傾向はさらに強まるでしょう。しかし、そこでは、病院とは違い、その子なりの質の高い生活が送られるように私たちは努めています。

常時高度医療を要する小児は、重度の運動障害・知能障害を伴うとは限りません。いずれの障害がなくても、人工呼吸を要する小児はいます。これらの小児が在宅生活を送るには、高い家庭介護力を要します。それがないからといって、病院に長期入院していたら、精神発達を促す経験はほとんど得られないこととなります。その点では私たちの施設に移った方がはるかに有利だと思います(もちろん、普通の在宅生活にはかきませんが)。こうした小児は、今までも医療機能を持つ重症心身障害児施設が対応してきました。重症心身障害の定義に合わなくても、高度医療を要する障害児は、これからも優先度の高い入所対象と考えています。

なお、増床時、ショートステイも現一〇床から一〇床増床し、計二〇床となります。規模拡大により、希望通りショートステイを受けられる可能性は高くなります。しかし、緊急時のショートステイ利用困難度が改善するとは見込めません。予約が埋まっている限り、レスパイト理由の人に譲ってもらわなければ空かないからです。この時は、困った時はお互いの精神を発揮していただくことを切望します。